

一般社団法人 日本総合病院精神医学会旅費交通費補助規則

(規則の目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本総合病院精神医学会（以下「本会」という）の会員の交通費の補助に関する事項を定めるものである。

(補助対象及び補助額)

第2条 本会は、会員が会議出席等の会務に伴って実際に負担した旅費交通費の一部を補助することができる。

2 宿泊費にあつては次条に規定する会議等の開始時間及び終了時間の事情により、又は天災、事故等、その他のやむを得ない事情により宿泊しなければならない場合に、宿泊費実費のうち1泊につき10,000円を限度に補助することができる。

(補助の対象となる会議等)

第3条 この規則による補助の対象となる会議等とは、次の各号に掲げるものとする。但し、別表1で定める本会主催の学術集会と同一又は近接した期日に開催される会議等にかかるものを除く。

- 一 本会の理事会又は各種委員会。
- 二 会員が、東京で行われる精神科七者懇談会又は精神医療従事者団体懇談会に本会を代表して出席する目的で使用した住居地・東京間の往復交通費。
- 三 会員が、東京で行われる理事会に出席する目的で使用した住居地・東京間の往復交通費。
- 四 その他、会員が本会の会務のために使用した交通費であつて、本会が支出することが適当と認めたもの。

(補助額の算定方法)

第4条 本規則により補助を受ける会員は、原則として経済的・合理的な公共交通機関を利用し、旅費交通費の節減に努めるものとする。

2 補助額は、主たる勤務機関又は住居の所在地の最寄り駅から会議の開催場所の最寄り駅の往復に要する旅費交通費実費のうち、別表2に定める運賃等を合算した額以内とする。但し、合算額が1,000円以下のものについては1,000円、1,001円から2,000円までのものについては2,000円、2,001円から3,000円のものについては3,000円とする。

3 本会は、特別の理由があると認めるときは、前二項に関わらず、補助額を決定することができる。

(請求の手続)

第5条 会員は、本規則により旅費交通費の補助を求めるときは、事後2か月以内に前条により算出した額を申告し、本会所定の様式により、本会事務所宛に請求しなければならない。

- 2 前項の請求期間を経過したときは、本規則による補助を受けることができない。
- 3 本会は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定に関わらず、第1項の請求期間が経過した後にも補助をすることができる。

(特殊な場合の取扱い)

第6条 この規則に定めのない事項に関しては、この規則を準用し、その都度実情に即して理事会で決定することができる。

(施行)

第7条 この規則は平成16年4月1日より実施する。

平成16年9月11日 一部改定

平成16年11月25日 一部改定

平成17年11月10日 一部改定

平成22年5月29日 一部改定

平成22年9月18日 一部改正

別表1 補助対象外の会議等

| 学術集会 |
|----------------|
| 本会総会 |
| 有床総合病院精神科フォーラム |
| 無床総合病院精神科フォーラム |
| 医療政策フォーラム |

別表2 補助対象運賃等の種類

| 種類 | | |
|-----------|-----------------------|------------------------------------|
| 鉄道・船舶運賃 | JR、民鉄、公営鉄道その他鉄道・船舶の運賃 | 近距離については、1,000円、2,000円、3,000円の定額補助 |
| 鉄道・船舶特別料金 | 特急料金、急行料金、指定席料金 | |
| バス運賃 | 路線バス、長距離バス、空港連絡バス | |
| 航空運賃 | 航空運賃 | 可能な限り低廉な運賃であること |
| 航空特別料金 | 空港利用料 | 特別席料金は含まず |
| 宿泊費 | 室料、宿泊プラン料金 | 10,000円上限 |
| 包括運賃 | 個人包括旅行運賃 | 宿泊費部分は10,000円上限 |